

ベトナム司法省の所管における電子化をめぐる最近の主な動向と 日本による法整備支援

前国際協力機構（JICA）

ベトナム社会主義共和国「法整備・執行の質及び効率性向上プロジェクト」

長期派遣専門家（現法務省人権擁護局人権啓発課補佐官）

大西 宏道

1 はじめに

2025年12月31日をもって、国際協力機構（JICA）のベトナム社会主義共和国「法整備・執行の質及び効率性向上プロジェクト」が終了した。約30年間、連続して実施されてきたベトナムに対する日本国の法整備支援プロジェクトが一旦終了することとなった。

筆者は、2023年10月1日から2025年12月31日まで、日本の法務省民事局から、JICA長期派遣専門家として派遣され、主に、ベトナムの司法省及び首相府の活動を担当した。2年3か月の間で、司法省に関しては、現地において、35件のセミナー、ワークショップ、研修会等の活動を実施した。取り扱った分野は、法整備及び法執行の全般的な内容から、司法省の各部局が所管する様々な法制度の整備、運用、それらに関連する人材育成等、多岐かつ広範囲にわたっていたところ、多くの活動において、電子化が関係する内容が見られた。具体的には、司法省所管の様々な分野における法制度の電子化、暗号資産等のブロックチェーン、人工知能等をめぐる問題、司法省の業務のデジタルトランスフォーメーション等を取り扱う活動が実施された¹。現在の法整備支援において、電子化の関係は、技術的な観点も含めて避けて通れず、今後も、この傾向は続くと考えられる。

今回、ベトナムに対する日本の法整備支援が節目を迎えた時機において、司法省との関係でベトナムの電子化をめぐる最近の主な動向を概観し、日本による法整備支援の在り方等について考えてみたい。

なお、原稿中、ベトナムの動向は、2025年12月31日までに筆者が関わった司法省との活動等を通じた範囲内で承知したものであり、意見にわたる部分は、私見に過ぎない。また、和訳は、仮訳であり、検索の便宜のためにも、主な用語等について越語を脚注に付した。

¹ <https://dx.moj.gov.vn/trao-doi-kinh-nghiem-cua-nhat-ban-ve-chuyen-doi-so-trong-pho-bien-giao-duc-phap-luat-51.htm>、<https://moj.gov.vn/qt/tintuc/Pages/hoat-dong-cua-cac-don-vi-thuoc-bo.aspx?ItemID=5070>、<https://moj.gov.vn/qt/tintuc/Pages/hoat-dong-cua-cac-don-vi-thuoc-bo.aspx?ItemID=4999>、<https://moj.gov.vn/qt/tintuc/Pages/hoat-dong-cua-cac-don-vi-thuoc-bo.aspx?ItemID=5262>、<https://www.moj.gov.vn/qt/tintuc/Pages/hoat-dong-cua-cac-don-vi-thuoc-bo.aspx?ItemID=5605>、<https://moj.gov.vn/qt/tintuc/Pages/hoat-dong-cua-cac-don-vi-thuoc-bo.aspx?ItemID=5668>等参照

2 ベトナムにおける電子化をめぐる最近の主な動向

(1) 国家において

ベトナムは、国として、従来、電子化の取組を行っており、共産党は、2019年9月27日付け共産党中央執行委員会政治局決議第52-NQ/TW号「第四次産業革命に積極的に参画するための指針、政策について²」において、ベトナムが第四次産業革命に積極的に参画できていないところ、第四次産業革命に積極的に参画することは避けられないとして、ベトナムの社会経済発展の突破口を開く機会と見なすとした。

これを受け、政府は、2020年6月3日付け首相決定第749/QĐ-TTg号「[2025年までの国家のデジタルトランスフォーメーションプログラム、2030年までの方向性]の承認³」等に基づき、社会の認知を変容させること等に向けた取組を推進してきた。毎年10月10日を国家デジタルトランスフォーメーションデーと定め⁴、各省、各地方等において、宣伝活動等を行っている。また、2020年4月8日付け議定第45/2020/NĐ-CP号「電子環境における行政手続の実施⁵」により、電子環境における行政手続の実施は法律で規定されている他の形態と同等の法的効力を有するとした（4条1項）。人工知能の研究、開発及び活用を促進する2021年1月26日付け首相決定第127/QĐ-TTg号「2030年までの人工知能の研究、開発及び活用に関する国家戦略の発行⁶」等も発行されている。

そして、共産党は、2024年12月22日付け共産党中央執行委員会政治局決議第57-NQ/TW号「国家の科学、技術、革新及びデジタルトランスフォーメーションの発展における突破口⁷」を発行し、科学、技術、革新及びデジタルトランスフォーメーションの発展は、国の発展にとって決定的な要因であり、ベトナムが新時代、すなわち国の台頭の時代において、繁栄し強く発展するための前提であり、最良の機会であると掲げ、共産党に「科学、技術、革新及びデジタルトランスフォーメーションの発展に関する中央指導委員会⁸」を設置し、国全体として、電子化等の取組を進めている⁹。

これを受け、政府は、2025年1月9日付け政府決議第03/NQ-CP号「国家の科学、技術、革新及びデジタルトランスフォーメーションの発展における突破口に関する2024年12月22日付け政治局決議第57-NQ/TW号を実施するた

² “Về một số chủ trương, chính sách chủ động tham gia cuộc Cách mạng công nghiệp lần thứ tư”

³ “Phê duyệt “Chương trình Chuyển đổi số quốc gia đến năm 2025, định hướng đến năm 2030””

⁴ 2022年4月22日付け首相決定第505/QĐ-TTg号「国家デジタルトランスフォーメーションデーについて（Về Ngày Chuyển đổi số quốc gia）」参照

⁵ “Thực hiện thủ tục hành chính trên môi trường điện tử”

⁶ “Ban hành Chiến lược quốc gia về nghiên cứu, phát triển và ứng dụng Trí tuệ nhân tạo đến năm 2030”

⁷ “Đột phá phát triển khoa học, công nghệ, đổi mới sáng tạo và chuyển đổi số quốc gia”

⁸ “Ban Chỉ đạo Trung ương về phát triển khoa học, công nghệ, đổi mới sáng tạo và chuyển đổi số”

⁹ 2025年1月10日付け共産党中央執行委員会政治局決定第229-QĐ/TW号「科学、技術、革新及びデジタルトランスフォーメーションの発展に関する中央指導委員会の設立について（Về thành lập Ban Chỉ đạo Trung ương về phát triển khoa học, công nghệ, đổi mới sáng tạo và chuyển đổi số）」、同日付け共産党中央執行委員会政治局決定第230-QĐ/TW号「科学、技術、革新及びデジタルトランスフォーメーションの発展に関する中央指導委員会の機能、任務、権限、作業体制、業務について（Về chức năng, nhiệm vụ, quyền hạn, chế độ làm việc, quan hệ công tác của Ban Chỉ đạo Trung ương về phát triển khoa học, công nghệ, đổi mới sáng tạo và chuyển đổi số）」参照

めの政府の行動プログラムの発行¹⁰」(2025年4月1日付け政府決議第71/NQ-CP号により修正、補完、更新)等を発行し、政治局決議第57-NQ/TW号に掲げられた視点、目的、任務、解決策等を完全に実施等するとしている。2025年5月4日付け共産党中央執行委員会政治局決議第68-NQ/TW号「民間経済発展について¹¹」においても、電子化に係る内容が多く掲げられている。

法律として、2023年6月22日に、電子的手段による取引の遂行を規定する「電子取引法¹²」(法律第20/2023/QH15号)が、2024年11月30日に、デジタルデータの構築、開発、保護、管理、処理、利用等を規定する「データ法¹³」(法律第60/2024/QH15号)が、2025年6月15日に、電子技術産業、半導体産業、人工知能、暗号資産の発展、関連機関、組織、個人の権利及び責任を規定する「電子技術産業法¹⁴」(法律第71/2025/QH15号)が、2025年12月10日に、人工知能の研究、開発、供給、展開、活用等を規定する「人工知能法¹⁵」(法律第134/2025/QH15号)、電子商取引プラットフォーム、組織、個人、外国要素を含む電子商取引、電子商取引支援サービスを提供する組織の責任、電子商取引に係る違反の管理及び処理における技術の活用等を規定する「電子商取引法¹⁶」(法律第122/2025/QH15号)及びサイバーセキュリティ等における関連機関、組織、個人の権利、義務及び責任を規定する「サイバーセキュリティ法¹⁷」(法律第116/2025/QH15号)が、2025年12月11日に、デジタルトランスフォーメーションの原則、政策等を規定する「デジタルトランスフォーメーション法¹⁸」(法律第148/2025/QH15号)が、相次いで成立している。

この他、関連する法律として、2025年6月27日に、「科学、技術及び革新法¹⁹」(法律第93/2025/QH15号)、2025年12月10日に、「高度技術法²⁰」(法律第133/2025/QH15号)等も成立している。

(2) 法整備及び法執行において

法整備及び法執行における最近の主な文書である2025年4月30日付け共産党中央執行委員会政治局決議第66-NQ/TW号「新時代における国土発展要請に適合する法の制定及び施行の刷新について²¹」において、指導観点の一つとして、政策、

¹⁰ “Ban hành Chương trình hành động của Chính phủ thực hiện Nghị quyết số 57-NQ/TW ngày 22 tháng 12 năm 2024 của Bộ Chính trị về đột phá phát triển khoa học, công nghệ, đổi mới sáng tạo và chuyên đổi số quốc gia”

¹¹ “Về phát triển kinh tế tư nhân”

¹² “Luật Giao dịch điện tử”

¹³ “Luật Dữ liệu”

¹⁴ “Luật Công nghiệp công nghệ số”

¹⁵ “Luật Trí tuệ nhân tạo”

¹⁶ “Luật Thương mại điện tử”

¹⁷ “Luật An ninh mạng”

¹⁸ “Luật Chuyên đổi số”

¹⁹ “Luật Khoa học, công nghệ và đổi mới sáng tạo”

²⁰ “Luật Công nghệ cao”

²¹ “Về đổi mới công tác xây dựng và thi hành pháp luật đáp ứng yêu cầu phát triển đất nước trong kỷ nguyên mới”

法令の策定に対する投資に、デジタルトランスフォーメーションの推進等のための資源を確保し、優先的に配分すること、また、具体的な任務及び解決策の一つとして、法の制定及び施行におけるデジタルトランスフォーメーションの強化、人工知能及びビッグデータの活用等が掲げられ、さらに、法司法分野の国際協力の拡大としても、デジタルトランスフォーメーション等の新たな問題に係る支援が掲げられている。また、国会の共産党代表団は、科学、技術、革新及びデジタルトランスフォーメーションの発展に関する法の見直し及び改善を主導等するとされている²²。

これを受け、政府は、科学、技術、革新及びデジタルトランスフォーメーションに関する法の制定に注力し、人工知能、デジタルトランスフォーメーション、グリーントランスフォーメーション、データ資源、暗号資産の活用等の従来とは異なる新たな問題のための法的枠組みを構築し、新たな成長原動力を形成するとともに、新たな生産力、産業の発展を促進するとしている²³。

なお、法司法分野において特に根拠とされる2022年11月9日付け共産党中央執行委員会決議第27-NQ/TW号「新段階におけるベトナム社会主義法治国家の建設及び完備の継続について²⁴」においては、行政の電子化については掲げられているものの、法整備及び法執行に関し、電子化に係る内容はほとんど見当たらない。

(3) 司法省の所管における電子化をめぐる最近の主な動向

ア 総論

司法省においては、首相決定第749/QĐ-TTg号等を受け、2021年6月10日付け司法大臣決定第983/QĐ-BTP号「[2025年までの司法分野のデジタルトランスフォーメーション、2030年までの方向性]計画²⁵」等に基づき、職員に対する啓発普及、電子製品等の導入、電子化に係る実証実験の法的枠組みの整備、司法省所管の法規範文書の見直し等、サイバー空間における詐欺行為、個人情報不正利用等に係る民事及び刑事の法規範文書の改正、情報技術設備に対する投資等、情報セキュリティの強化等の取組が計画されていた。そして、政府決議第03/NQ-CP号等を受け、2025年3月3日付け司法大臣決定第877/QĐ-BTP号「2025年1月9日付け政府決議第03号/NQ-CP号の実施計画：国家の科学、技術、革新及びデジタルトランスフォーメーションの発展における突破口に関する2024年12月22日付け政治局決議第57-NQ/TW号を実施するための行動プログラムの発行²⁶」等に基づき、さらに、意識

²² 政治局決議第57-NQ/TW号参照

²³ 2025年5月17日付け政府決議第140/NQ-CP号「新時代における国土発展要請に適合する法令制定及び施行業務の刷新に関する2025年4月30日付け政治局決議第66-NQ/TW号を実施するための政府の行動プログラム (Chương trình hành động của Chính phủ thực hiện Nghị quyết số 66-NQ/TW ngày 30 tháng 4 năm 2025 của của Bộ Chính trị về đổi mới công tác xây dựng và thi hành pháp luật đáp ứng yêu cầu phát triển đất nước trong kỷ nguyên mới)」参照

²⁴ “Về tiếp tục xây dựng và hoàn thiện Nhà nước pháp quyền xã hội chủ nghĩa Việt Nam trong giai đoạn mới”

²⁵ “Kế hoạch “Chuyển đổi số Ngành Tư pháp đến năm 2025, định hướng đến năm 2030” “

²⁶ “Kế hoạch thực hiện Nghị quyết số 03/NQ-CP ngày 09 tháng 01 năm 2025 của Chính phủ ban hành Chương trình hành động thực hiện Nghị quyết số 57-NQ/TW ngày 22 tháng 12 năm 2024 của Bộ Chính trị về đột phá phát triển khoa học, công nghệ, đổi mới sáng tạo và chuyển đổi số quốc gia”

改革、法整備、設備投資、人材育成、国家管理の効率性及び効果の向上、企業における活動の推進等の取組が計画されている。

具体的に、司法省が構築しなければならないデータベースとして、電子戸籍データベース、組織管理及び法的支援システム、民事判決執行データベース、行政違反処理データベース、担保取引に関するデータベースが掲げられ²⁷、見直す必要があるデータベースとして、国家法令データベース（法規範文書データ、法典データ等）、行政違反処理に関する国家データベース、法執行監視データベース、法の普及、教育及び草の根和解のためのデータベース、法的支援データベース、司法省所管の動産の担保権に関するデータベース、国家賠償データベース、執行官管理データベース、公証データベース、財産競売管理データベース、司法補助職（弁護士、仲裁人等）管理データベースが掲げられている²⁸。また、司法省は、所管の行政手続処理に係る情報システム、国家法律ポータル、ベトナム法令デジタルプラットフォームを構築する²⁹。

なお、共産党は、データは、「正確、十分、きれい、最新、統一、共有³⁰」を確保しなければならず³¹、特に人口、司法、教育、銀行、税、保険、企業、土地、交通に関するデータの共有の加速化が重要であるとする³²。

電子化を活用した行政手続の簡素化も進められており³³、司法省は、首相府、内務省及び関連機関と主要な責任を担い、全ての省及び地方の行政手続を緊急に見直し評価し、内容の削減及び簡素化のための計画を提案するとされている³⁴。

司法省は、これらの電子化の取組について、民間企業と連携して行っている³⁵。

²⁷ 政府決議第71/NQ-CP号（なお、発行後、司法履歴データベースは司法省の所管外となった。）、<https://moj.gov.vn/qt/tintuc/Pages/hoat-dong-cua-lanh-dao-bo.aspx?ItemID=7551>参照

²⁸ 2025年7月23日付け政府決議第214/NQ-CP号「包括的なデジタルトランスフォーメーションのためのデータ創造促進に関する政府の行動計画の発行（Ban hành Kế hoạch hành động của Chính phủ về thúc đẩy tạo lập dữ liệu phục vụ chuyên đổi số toàn diện）」参照

²⁹ 2025年9月11日付け科学技術大臣決定第2618/QĐ-BKHCHN号「部門、分野、地域における国家デジタルプラットフォーム、共有デジタルプラットフォームの展開の一覧及び計画の発行について（Về việc Ban hành Danh mục và kế hoạch triển khai các nền tảng số quốc gia, nền tảng số dùng chung của ngành, lĩnh vực, vùng）」、<https://moj.gov.vn/qt/tintuc/Pages/hoat-dong-cua-lanh-dao-bo.aspx?ItemID=7399>参照

³⁰ “đúng - đủ - sạch - sống - thông nhất - dùng chung”

³¹ 2025年6月19日付け科学、技術、革新及びデジタルトランスフォーメーションの発展に関する中央指導委員会計画第02-KH/BCĐTW号「政治体制の組織的要件を満たすための相互に連携し、同期的で迅速かつ効果的なデジタルトランスフォーメーションの推進（Thúc đẩy chuyển đổi số liên thông, đồng bộ, nhanh, hiệu quả đáp ứng yêu cầu sắp xếp tổ chức bộ máy của hệ thống chính trị）」、<https://moj.gov.vn/qt/tintuc/Pages/hoat-dong-cua-lanh-dao-bo.aspx?ItemID=7246>参照

³² 2025年1月22日付け告知第01-TB/BCĐTW号「科学、技術、革新及びデジタルトランスフォーメーションの発展に関する中央指導委員会の最初の会合における委員長トーラム書記長の結論（Kết luận của đồng chí Tổng Bí thư Tô Lâm, Trưởng Ban Chỉ đạo Trung ương về phát triển khoa học, công nghệ, đổi mới sáng tạo và chuyển đổi số tại Phiên họp thứ nhất của Ban Chỉ đạo）」参照

³³ 2025年3月26日付け政府決議第66/NQ-CP号「2025年及び2026年の生産、事業活動に関する行政手続の削減、簡素化に関するプログラム（Chương trình cắt giảm, đơn giản hóa thủ tục hành chính liên quan đến hoạt động sản xuất, kinh doanh năm 2025 và 2026）」参照

³⁴ 2025年10月15日付け通知第07-TB/CQTTCĐ号「科学、技術、革新及びデジタルトランスフォーメーションの発展に関する中央指導委員会委員長トーラム書記長による、2025年第3四半期の政治局決議第57-NQ/TW号の実施状況に関する中間報告会合における、2025年末までの重点課題及び解決策に関する結論（Kết luận của đồng chí Tổng Bí thư Tô Lâm, Trưởng Ban Chỉ đạo Trung ương về phát triển khoa học, công nghệ, đổi mới sáng tạo và chuyển đổi số tại Hội nghị sơ kết tình hình triển khai thực hiện Nghị quyết số 57-NQ/TW của Bộ Chính trị trong quý III/2025 và nhiệm vụ, giải pháp trọng tâm cuối năm 2025）」、<https://moj.gov.vn/qt/tintuc/Pages/hoat-dong-cua-cac-don-vi-thuoc-bo.aspx?ItemID=5664>参照

³⁵ 2025年7月1日付け議定第180/2025/NĐ-CP号「科学、技術、革新及びデジタルトランスフォーメーションの発展の分野における官民協力の仕組み、政策について（Về cơ chế, chính sách hợp tác công tư trong lĩnh vực

なお、司法大臣は、2025年11月14日、フィリピンで開催された第13回東南アジア諸国連合（ASEAN）法務大臣会合において、「デジタル時代における法の制定及び執行に係る人工知能の活用³⁶」を題材にしたASEAN法務フォーラム2026を開催すると発表した³⁷。

イ 法の制定及び執行

司法省は、政府が提出する法律案、議定案、決議案を審査し（「法規範文書発行情³⁸」（法律第64/2025/QH15号、法律第87/2025/QH15号により一部改正）34条、2025年2月26日付け議定第39/2025/NĐ-CP号「司法省の機能、任務、権限及び組織構造の規定³⁹」2条6項）、施行を組織する（同条7項）。

2025年2月19日に全面改正された、法規範文書の制定、発行、執行に関する基本的な内容を規定する法規範文書発行情は、「法に関する国家データベース及び電子技術の活用、デジタルトランスフォーメーション⁴⁰」の規定を設け（66条）、国会常務委員会及び政府は、それぞれの権限に属する法規範文書の制定、発行、執行における電子技術の活用及びデジタルトランスフォーメーションを規定するとされた（同条2項）。また、2025年4月1日付け議定第78/2025/NĐ-CP号「法規範文書発行情の施行を組織し指導するための多くの条項及び措置の詳述⁴¹」（2025年7月1日付け議定第187/2025/NĐ-CP号により改正、補足）は、法規範文書の制定及び発行の手続において、紙媒体に加えて電子媒体を提出すること、ポータル、ウェブサイト等で情報を提供すること等を規定している。なお、議定第187/2025/NĐ-CP号は、法規範文書の制定及び発行の各手続において、デジタルトランスフォーメーション等の観点を加える改正を行っている。さらに、2025年4月1日付け議定第79/2025/NĐ-CP号「法規範文書の検査、見直し、体系化及び取扱いについて⁴²」（2025年7月1日付け議定第187/2025/NĐ-CP号により改正、補足）は、ビッグデータ及び人工知能を活用して、法規範文書の検査、見直し、体系化を支援し、違法、矛盾、重複又は既に適切でない内容について、迅速、適時かつ正確に検出し、法制度の構築及び改善に効果的に貢献することを優先すると規定する（56条2項）。

また、政治局決議第66-NQ/TW号、2025年5月17日付け国会決議第197/2025/QH15号「法執行機関の策定及び組織に画期的な進歩をもた

phát triển khoa học, công nghệ, đổi mới sáng tạo và chuyên đổi số)」、<https://moj.gov.vn/qt/tintuc/Pages/hoat-dong-cua-lanh-dao-bo.aspx?ItemID=7062>参照

³⁶ “Ứng dụng trí tuệ nhân tạo trong công tác xây dựng và thi hành pháp luật trong kỷ nguyên số”

³⁷ <https://moj.gov.vn/qt/tintuc/Pages/hoat-dong-cua-lanh-dao-bo.aspx?ItemID=7601>参照

³⁸ “Luật Ban hành văn bản quy phạm pháp luật”

³⁹ “Quy định chức năng, nhiệm vụ, quyền hạn và cơ cấu tổ chức của Bộ Tư pháp”

⁴⁰ “Cơ sở dữ liệu quốc gia về pháp luật và ứng dụng công nghệ số, chuyên đổi số”

⁴¹ “Quy định chi tiết một số điều và biện pháp để tổ chức, hướng dẫn thi hành Luật Ban hành văn bản quy phạm pháp luật”

⁴² “Về kiểm tra, rà soát, hệ thống hóa và xử lý văn bản quy phạm pháp luật”

らすための多くの特別な仕組み、政策について⁴³」、政府決議第140/NQ-CP号等は、法の制定及び執行において、デジタルトランスフォーメーションの強化、人工知能及びビッグデータの活用等を掲げている。

これらを受け、司法省は、法の制定及び執行の活動において、過程の再構築、電子基盤上の法律管理、大規模な法令データベース、人工知能による法制度内の矛盾、重複等の確認アプリケーション、施行状況の同時監視、評価システムの構築等を目標として掲げる⁴⁴。また、法規範文書作成プログラム管理ソフトウェア、党文書送受信システム等を導入する⁴⁵、さらに、導入する法規範文書見直し支援ソフトウェア（「CLS 仮想支援⁴⁶」2.0）に、スマート検索機能、文書案確認機能、チャットボット機能、文書案様式機能、文書案比較機能等を設けるとのことである⁴⁷。司法大臣は、人工知能による文書起草、矛盾、重複の審査、法律支援等、全て統一された法令データベースに基づいて連続的な過程として設計されなければならないことを強調している⁴⁸。この他、法規範文書に関する反応、提案の受付、処理について、情報システムを通じて行うこととされている⁴⁹。

なお、司法省は、韓国と法律情報システムの効率性向上について協力するプロジェクトの実施に向けて協議している⁵⁰。

ウ 国家法律ポータル

2025年5月31日、「国家法律ポータル⁵¹」が開設された⁵²。法規範文書発行法66条1項に、法令に関する国家データベースは、同法4条に規定された法規範文書の全文、政府の規定によるその他の文書を掲載し、法の制定及び執行のためのデータ活用を支援すると規定されている。国家法律ポータルは、法規範文書に関する反応、提案の受付、処理において電子技術を活用するためのポータルでもある⁵³。

政治局決議第27-NQ/TW号は、国民、企業が容易に法令に接することができるように法的サービス等のネットワークを構築し、能力を高めると掲げ、政治局決議第66-NQ/TW号は、法の普及、教育等において、電子技術、デジタルトランスフォーメーションを活用すると掲げ、また、政治局決議第68-NQ/TW号は、企業向けに法律相談等のオンラインプラットフォームを提供すると掲げる。

⁴³ “Về một số cơ chế, chính sách đặc biệt tạo đột phá trong xây dựng và tổ chức thi hành pháp luật”

⁴⁴ <https://moj.gov.vn/qt/tintuc/Pages/hoat-dong-cua-lanh-dao-bo.aspx?ItemID=7366> 参照

⁴⁵ <https://moj.gov.vn/qt/tintuc/Pages/hoat-dong-cua-lanh-dao-bo.aspx?ItemID=7387> 参照

⁴⁶ “Trợ lý ảo CLS”

⁴⁷ <https://moj.gov.vn/qt/tintuc/Pages/hoat-dong-cua-cac-don-vi-thuoc-bo.aspx?ItemID=5433> 参照

⁴⁸ <https://moj.gov.vn/qt/tintuc/Pages/hoat-dong-cua-lanh-dao-bo.aspx?ItemID=7411> 参照

⁴⁹ 2025年12月12日付け首相決定第48/2025/QĐ-TTg号「法規範文書に関する反応、提案の受付、処理に係る情報システムにおける反応、提案の受付、処理に関する規則の発行（Ban hành Quy chế tiếp nhận, xử lý phản ánh, kiến nghị trên Hệ thống thông tin tiếp nhận, xử lý phản ánh, kiến nghị về văn bản quy phạm pháp luật）」、<https://moj.gov.vn/qt/tintuc/Pages/hoat-dong-cua-cac-don-vi-thuoc-bo.aspx?ItemID=5822> 参照

⁵⁰ <https://moj.gov.vn/qt/tintuc/Pages/hoat-dong-cua-lanh-dao-bo.aspx?ItemID=7700> 参照

⁵¹ “Công Pháp luật quốc gia”

⁵² <https://phapluat.gov.vn/>、<https://moj.gov.vn/qt/tintuc/Pages/hoat-dong-cua-lanh-dao-bo.aspx?ItemID=7057> 参照

⁵³ 2025年2月5日付け首相決定第244/2025/QĐ-TTg号「法規範文書に関する反応、提案の受付、処理における電子技術の活用（Ứng dụng công nghệ số trong việc tiếp nhận, xử lý phản ánh, kiến nghị về văn bản quy phạm pháp luật）」、<https://moj.gov.vn/qt/tintuc/Pages/hoat-dong-cua-cac-don-vi-thuoc-bo.aspx?ItemID=5395> 参照

国家法律ポータルは、概観すると、法規範文書の検索機能を有しているほか、新たに発行された文書、法律ニュース、活動、政治局決議第68-NQ/TW号関係等の情報、法規範文書案に対する反応及び提案の受付、企業法務関係のQ&A、法的支援関係、契約書等書式等の情報、人工知能を活用した法律相談等について、一部既存のウェブサイトへ接続するかたちで提供している。

エ 民法関係

司法省は、第四次産業革命に関する財産、契約、所有権及びその他の関連問題に関する法的枠組みの完成を検討し、提案するものとされている⁵⁴。政治局決議第68-NQ/TW号は、新しい経済モデル、特に金融、人工知能、暗号資産、電子商取引等の技術、デジタルプラットフォームに基づく事業の法的枠組みを完成し、データ、データガバナンスに関する法律、政策を完成すること等を掲げている。また、政治局決議第57-NQ/TW号は、国家監督下での新技術の試験的導入の仕組みにおいて、客観的な原因による経済的損失が生じた場合における責任の免除の政策について掲げている。さらに、司法省に、情報通信技術の主体の法的責任に関する法規範文書の作成等の任務が与えられ⁵⁵、人工知能に関し、司法省は、人工知能関連主体の法的責任に関する報告書を作成することとしている⁵⁶。

電子取引法、「消費者権利保護法⁵⁷」（法律第19/2023/QH15号）、データ法、「個人データ保護法⁵⁸」（法律第91/2025/QH15号）、電子技術産業法、科学、技術及び革新法等は、電子社会における民事的な規律を設けている。また、政府は、暗号資産市場の国家管理を試験的に実施している⁵⁹。

「民法⁶⁰」（法律第91/2015/QH13号）において、財産は、物、金員、有価証券及び財産権であり、不動産及び動産からなると規定され（105条）、財産権とは、金銭的価値を有する権利であり、知的所有権の対象に対する財産権、土地使用権及びその他の各財産権からなると規定されているところ（115条）、データ法は、データ所有者のデータに対する権利は、民事法に基づく財産権と規定しており（3条15項）、電子技術産業法等は、暗号資産は、民法に基づく財産であると規定している（電子技術産業法46条、政府決議第05/2025/NQ-CP号3条1項）。

⁵⁴ 2020年4月17日付け政府決議第50/NQ-CP号「2019年9月27日付け政治局決議第52-NQ/TW号を実施し、第四次産業革命に積極的に参画するための複数の指針、政策を掲げる政府の行動プログラムの発行（Ban hành Chương trình hành động của Chính phủ thực hiện Nghị quyết số 52-NQ/TW ngày 27 tháng 9 năm 2019 của Bộ Chính trị về một số chủ trương, chính sách chủ động tham gia cuộc Cách mạng công nghiệp lần thứ tư）」参照

⁵⁵ 首相決定第127/QĐ-TTg号参照

⁵⁶ 2021年4月12日付け司法大臣決定第552/1856/QĐ-BTP号「司法省の2030年までの人工知能の研究、開発及び応用に関する国家戦略及び第四次産業革命を2030年までに実施する計画の発行（Ban hành Kế hoạch thực hiện Chiến lược quốc gia về nghiên cứu, phát triển và ứng dụng Trí tuệ nhân tạo đến năm 2030 và Chiến lược quốc gia về Cách mạng công nghiệp lần thứ tư đến năm 2030 của Bộ Tư pháp）」参照。なお、内容を確認できていないものの、2025年3月3日付け司法大臣報告第95/BC-BTP号が発行されているようである。

⁵⁷ “Luật Bảo vệ quyền lợi người tiêu dùng”

⁵⁸ “Luật Bảo vệ dữ liệu cá nhân”

⁵⁹ 2025年9月9日付け政府決議第05/2025/NQ-CP号「ベトナムにおける暗号資産市場の試験的実施について（Về việc triển khai thí điểm thị trường tài sản mã hóa tại Việt Nam）」参照

⁶⁰ “Bộ Luật Dân sự”

電子取引法は、自動情報システムと個人又は自動情報システム間の相互作用によって締結又は実施された電子契約について、自動情報システムによって行われた又は入力された各特定の行為に対し、人の検査、関与が行われていないからといって、その法的効力を否定されることはないとして規定する（34条1項）。消費者権利保護法は、インターネット、電子的手段等によるリモート取引において消費者と取引を行う組織、個人の責任、義務等について規定する（第3章第1節）。個人データ保護法は、個人データ主体の個人データの処理について知らされるなどの権利、自己の情報を保護するなどの義務等について規定する（4条）。また、科学、技術及び革新法は、試験活動等における民事、行政、刑事等の責任の免除等について規定する（9条、22条等）。

オ 担保措置登録

財産の担保に関し、担保措置登録の法制については、司法省が所管している（議定第39/2025/NĐ-CP号2条9項a号、d号）。登録等の事務については、主に、土地所有権及び土地付着財産は農業環境省所管の土地登録事務所、航空機は建設省所管の航空局、船舶は建設省所管の海事局、その他の動産は司法省担保取引登録及び国家賠償局所管の「担保取引登録センター⁶¹」が実施する（2022年11月30日付け議定第99/2022/NĐ-CP号「担保措置登録について⁶²」10条）。

議定第99/2022/NĐ-CP号は、オンライン登録について規定し、担保取引登録センターは、アジア開発銀行及び世界銀行の支援も得て構築した「動産担保権に関するオンライン公共サービス提供システム⁶³」を提供している⁶⁴。

政治局決議第66-NQ/TW号は、担保措置登録等において、電子技術、デジタルトランスフォーメーションを活用すると掲げている。司法省は、データベース間の共有、接続、同期等の更なる担保措置登録の電子化を推進している⁶⁵。

カ 民事判決執行

司法省は、民事判決及び行政判決の執行を所管する（議定第39/2025/NĐ-CP号2条8項）。

2025年12月5日に全面改正された「民事判決執行法⁶⁶」（法律第106/2025/QH15号）は、「民事判決執行におけるデジタルトランスフォーメーション⁶⁷」として、民事判決執行データベースは、司法省が管理し、国家総合データベースと連携、共有され、国家総合データベース、国家データベース、専門データベースその他のデータベースを管理する機関及び組織は、民事判決執行に関する

⁶¹ “Trung tâm đăng ký giao dịch”

⁶² “Về đăng ký biện pháp bảo đảm”

⁶³ “Hệ thống cung cấp dịch vụ công trực tuyến về biện pháp bảo đảm bằng động sản”, <https://dktructuyen.moj.gov.vn/home.html>

⁶⁴ <https://moj.gov.vn/qt/tintuc/Pages/nghien-cuu-trao-doi.aspx?ItemID=2648>参照

⁶⁵ 司法大臣決定第983/QĐ-BTP号、司法大臣決定第877/QĐ-BTP号等参照

⁶⁶ “Luật Thi hành án dân sự”

⁶⁷ “Chuyên đổi số trong thi hành án dân sự”

データをデータベースと接続し、共有しなければならず、民事判決執行管理機関、民事判決執行機関、民事判決執行事務所から、民事判決執行活動のため、これらのデータベースの情報に接続し、利用する要求に応じることを規定している（5条1項）。

司法省は、民間企業と連携して、電子判決執行決定、電子領収書、意思決定支援ソフトウェア等を導入し⁶⁸、それらも含めた「民事判決執行電子プラットフォーム⁶⁹」及び「スマート監視管理センター⁷⁰」を開設する⁷¹。

キ 司法支援

2024年11月26日に全面改正された「公証法⁷²」（法律第46/2024/QH15号）は、「電子公証⁷³」の項目を設け、電子的手段による公証を規定した（第5章第3節）。司法省は、公証業務の電子化等に関し、公証法の次なる改正を検討している⁷⁴。

また、司法省は、司法支援に関するソフトウェアとして、公証業務の管理用ソフトウェア、財産競売のウェブサイト「国家財産競売ポータル⁷⁵」（「財産競売法⁷⁶」（法律第01/2016/QH14号、法律第37/2024/QH15号により改正）13条等）⁷⁷、財産競売業者等の管理用ソフトウェアの構築等を行っている⁷⁸。

ク 刑法関係

2025年10月25日及び26日、ベトナムのハノイ市において、「国連サイバー犯罪防止条約⁷⁹」の署名式が開催された⁸⁰。

国連サイバー犯罪防止条約の実施法の位置付けでもある、2025年12月10日に全面改正されたサイバーセキュリティ法⁸¹は、「サイバー犯罪⁸²」を、「刑法⁸³」（法律第100/2015/QH13号（法律第12/2017/QH14号、法律第116/2025/QH15号により改正））で規定されている社会にとって危険な行為であり、個人又は組織が、情報技術又は電子的手段を用いてサイバー空間上で実行するものと定義している（2条12項）。

司法省は、民間企業と連携し、刑事司法処理情報システムの導入を進めてい

⁶⁸ <https://moj.gov.vn/qt/tintuc/Pages/hoat-dong-cua-cac-don-vi-thuoc-bo.aspx?ItemID=5438>、<https://moj.gov.vn/qt/tintuc/Pages/hoat-dong-cua-lanh-dao-bo.aspx?ItemID=7287>、<https://moj.gov.vn/qt/tintuc/Pages/hoat-dong-cua-cac-don-vi-thuoc-bo.aspx?ItemID=5736>参照

⁶⁹ “Nền tảng số Thi hành án dân sự”

⁷⁰ “Trung tâm Giám sát, Điều hành thông minh”

⁷¹ <https://moj.gov.vn/qt/tintuc/Pages/hoat-dong-cua-lanh-dao-bo.aspx?ItemID=7683>参照

⁷² “Luật Công chứng”

⁷³ “Công chứng điện tử”

⁷⁴ <https://moj.gov.vn/qt/tintuc/Pages/hoat-dong-cua-lanh-dao-bo.aspx?ItemID=7732>参照

⁷⁵ “công đấu giá tài sản quốc gia”

⁷⁶ “Luật đấu giá tài sản”

⁷⁷ <https://dfts.moj.gov.vn/>

⁷⁸ <https://moj.gov.vn/qt/tintuc/Pages/hoat-dong-cua-lanh-dao-bo.aspx?ItemID=7221>参照

⁷⁹ “United Nations Convention against Cybercrime”

⁸⁰ <https://moj.gov.vn/qt/tintuc/Pages/hoat-dong-cua-lanh-dao-bo.aspx?ItemID=7539>参照

⁸¹ “Luật An ninh mạng”

⁸² “Tội phạm mạng”

⁸³ “Bộ luật hình sự”

る⁸⁴。

なお、刑法は、「情報技術、通信ネットワーク領域における犯罪⁸⁵」を設けている（第21章第2節）。

ケ 法の普及、教育

司法省は、法の普及、教育の国家管理を政府に対して責任を負う（「法の普及、教育に関する法律⁸⁶」（法律第14／2012／QH13号）6条2項b号）。政治局決議第66-NQ/TW号、政府決議第140/NQ-CP号等は、法の普及、教育等において、電子技術、デジタルトランスフォーメーションを活用すること、法の普及、教育の内容を「デジタル学習⁸⁷」運動に統合すること等を掲げる。

ベトナムは、法令に関する国家データベース等を活用し、法の普及等に努めており⁸⁸、法の普及、教育に関する法律は、司法省が、法令に関する国家データベースを構築しなければならないと規定している（6条2項b号）。当初の「法令文書国家データベース⁸⁹」は、外国の企業の協力も得て構築され、2014年に運用開始されたとのことであり⁹⁰、2025年5月31日からは、国家法律ポータルが運用されている。

司法省は、法の普及、教育に関する法律の改正について、情報技術とデジタルトランスフォーメーションの活用の観点も含め、検討を進めている⁹¹。

コ 身分登録

司法省は、市民の身分等の登録を所管しており（「戸籍法⁹²」（法律第60／2014／QH13号）66条、議定第39／2025／NĐ-CP号2条9項a号）、戸籍法、2020年7月28日付け議定第87／2020／NĐ-CP号「電子戸籍データベース及びオンライン戸籍登録に関する規則⁹³」等に基づき、「電子戸籍データベース⁹⁴」を構築している。

証明書の電子化、他の情報システムとの接続、海外ベトナム人の出生証明書のオンライン発行等の取組が行われている⁹⁵。

⁸⁴ <https://moj.gov.vn/qt/tintuc/Pages/hoat-dong-cua-lanh-dao-bo.aspx?ItemID=7594>参照

⁸⁵ “Tội phạm trong lĩnh vực công nghệ thông tin, mạng viễn thông”

⁸⁶ “Luật Phổ biến, giáo dục pháp luật”

⁸⁷ “học tập số”

⁸⁸ 2010年8月27日付け首相決定第1605/QĐ-TTg号「2011年から2015年までの期間における国家機関の運営における情報技術の応用に関する国家計画の承認（Phê duyệt Chương trình quốc gia về ứng dụng công nghệ thông tin trong hoạt động của cơ quan nhà nước giai đoạn 2011 - 2015）」、2015年5月28日付け議定第52/2015/NĐ-CP号「法令に関する国家データベース（Cơ sở dữ liệu quốc gia về pháp luật）」参照

⁸⁹ “Cơ sở dữ liệu Quốc gia Văn bản pháp luật”

⁹⁰ <https://vbpl.vn/pages/portal.aspx>

⁹¹ <https://moj.gov.vn/qt/tintuc/Pages/hoat-dong-cua-lanh-dao-bo.aspx?ItemID=7435>、<https://moj.gov.vn/qt/tintuc/Pages/hoat-dong-cua-lanh-dao-bo.aspx?ItemID=7725>参照

⁹² “Luật hộ tịch”

⁹³ “Quy định về Cơ sở dữ liệu hộ tịch điện tử, đăng ký hộ tịch trực tuyến”

⁹⁴ “Cơ sở dữ liệu hộ tịch điện tử”

⁹⁵ 2025年11月15日付け政府決議第66.7/2025/NQ-CP号「データに基づく行政手続の削減、簡素化の規定（Quy định cắt giảm, đơn giản hóa thủ tục hành chính dựa trên dữ liệu）」、2025年10月13日付け通知第552/TB-VPCP号「科学、技術、革新、デジタルトランスフォーメーションの発展及びプロジェクト06に関する政府の運営委員会第四回会合の結論（Kết luận Phiên họp lần thứ tư của Ban Chỉ đạo của Chính phủ về phát triển khoa học, công nghệ, đổi mới sáng tạo, chuyển đổi số và Đề án 06）」、

<https://moj.gov.vn/qt/tintuc/Pages/hoat-dong-cua-lanh-dao-bo.aspx?ItemID=7659>参照

3 ベトナム司法省の所管における電子化と日本による法整備支援

(1) 活動等を通じて感じられたベトナムにおける電子化の傾向

筆者が関わった活動等を通じて、ベトナムは、社会経済を継続的に発展させるため、予算、人員等の不足を含む様々な組織法上の問題に対処するためなどにより、電子化が必要であり、国を挙げて取組を進めていることが感じられた。暗号資産、データ等について、既に法令において民法等に基づく財産として認められ、人工知能の法的主体性について積極的に議論するなど、比較的、先端的な考え方を採用しようとしている。また、各業務に関し、様々な課題に対する解決策として、電子技術、情報システム、人工知能等の活用の必要性が指摘される。

しかしながら、法整備において、電子化自体が目的となって、現在の社会情勢の下で実際に発生している問題、基本的又は体系的な原則、理論等に係る議論が置かれていられ、また、業務において、電子化による利点のみが着目され、電子化が実現されれば、全ての問題が解決されるような議論が行われ、制度上、構造上等の問題、電子化による弊害等に注意が向けられにくい傾向が見受けられる。また、党、政府等により、多くの文書が発行され、目標、計画等が策定され、実施が求められているところ、現場において達成できているか疑義がある。技術は、日々発展し、新たな事象が刻々と発生している中で、電子化を追求することは不可避であるものの、その波に呑まれることなく、根本に立ち返った議論を行うことも必要と考えられる。

(2) 電子化と日本による法整備支援

ベトナムは、既に多くの法規範文書が発行され、法制度は、一定程度整備されていると言える。その状況の下、ベトナムにとって、電子化は、法整備の分野においても優先度が高く、今後も、司法省は、日本に対し、電子化に関する知見、経験等の提供を要望してくると思われる。

最近のベトナムに対する法整備支援は、法律の理論的な問題にとどまらず、様々な分野の法制度に係る、政策的、行政的、技術的、先端的、実務的な問題に及ぶ傾向があるところ、特に、電子化に係る活動は、その傾向が顕著に表れる。対応するに当たっては、政策的、行政的な観点については、行政の知見、経験が、また、技術的、先端的、実務的な観点については、民間の協力も必要になると考える。

このような状況は、これまで日本が実施してきた法整備支援とは異なるところがある。また、日本は、国内において、電子化に係る法整備等について、慎重に議論を行っている状況も伺える。

今後、ベトナムに対する日本の法整備支援として、電子化を取り扱うことになるならば、日本として有意義かつ可能な支援を実施するため、日本側の体制、考え方等を検討する必要があると考えられる。

4 おわりに

ベトナム司法省の所管における電子化をめぐる最近の主な動向を概観し、今後の日本による法整備支援の在り方等について考えてみた。

法整備支援の在り方、考え方は様々ある。対象国の状況に応じ、法整備支援の在り方も変化する。長期間が経過し、法整備支援に対し、ベトナムにとっての最近の求められる期待と日本にとっての従来の考え方に沿った期待の差が開いているかもしれない、一旦、在り方を考え直す機会であるとも言える。

ベトナムに滞在していると、現時点において、ベトナムは、日本を世界の国々の中でも尊重してくれている国の一つであると感じられ、また、日本にとっても、ベトナムは、経済等の面において重要な国の一つであると思われる。ベトナムの司法関係機関にとって、これほど長期かつ密接に関係を継続してきた国は、日本以外になく、日本は、ベトナムの司法関係機関との良好な関係を築いてきていると言える。

ベトナムは、築き上げてきた日越の関係を活用して国を発展させてきており、日本としても、この機会に、民間と連携するなど含め、より積極的に関係を活用することを考えてよいと思われる。

日本側において、現地の実情を踏まえた上で、内外の様々な関係機関、関係者等の意向等も踏まえ、具体的かつ現実的な観点から、日越双方にとって有意義な法整備支援の在り方を考える必要があると思われる。